

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年11月1日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）新丸子東地区開発計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番36号
株式会社リクルートコスモス横浜支社
支社長 宮前 佳弘

東京都渋谷区渋谷三丁目9番9号
株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役社長 COO 梅木 篤郎

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）新丸子東地区開発計画

（2）種類

住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区新丸子東三丁目1111-1

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の新設

（2）内容

ア 敷地面積	約6,660㎡
イ 計画人口（計画戸数）	1,167人（389戸）
ウ 土地利用計画	
（ア）住宅棟（住宅、店舗）	2,133㎡
（イ）駐車場棟（自走式立体駐車場）	1,573㎡
（ウ）ごみ集積所	110㎡
（エ）緑地	968㎡
（オ）通路・車路	438㎡

(カ) 歩行者路・広場等	1,438 m ²
エ 建築計画	
(ア) 構造	鉄筋コンクリート造
(イ) 階数	地上25階、地下1階
(ウ) 高さ	79 m
(エ) 建築面積	約4,600 m ²
(オ) 延床面積	約33,290 m ²
(カ) 駐車台数	320台
(キ) 駐輪台数	494台
(ク) 駐バイク台数	40台

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成17年5月

完了予定：平成19年7月

6 条例準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成16年11月1日(月)から平成16年12月15日(水)まで

(2) 場 所

川崎市：中原区役所、幸区役所、幸区役所日吉出張所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市：港北区役所及び横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

大田区：田園調布特別出張所、嶺町特別出張所、矢口特別出張所及び大田区役所(環境保全課環境対策係)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。